

天然記念物の所有者のための手引き

浜松市市民部文化財課

国や静岡県及び浜松市の指定文化財は、次世代に継承していく大切な財産です。その所有者には、文化財の保存管理についていくつかの義務等が生じます。

根拠法令：文化財保護法、静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例

日常的な保存管理について

樹木など天然記念物の所有者は、適切な樹勢が維持されるよう、日常的な保存管理を行うことが求められます。

管理責任者の選任

指定文化財の管理は基本的に所有者が行いますが、所有者に特別な事情がある場合「管理責任者」を選定してその管理を任せることができます。

所有者が変更になった場合

相続や寄贈、売買等によって指定文化財の所有者が代わった場合、その旨を伝える届出を行う必要があります。

枝などが伸び過ぎた場合

枝の剪定をする時は、事前に現状変更の許可申請を行う必要があります。剪定の計画がありましたら、事前に浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談下さい。

枝が折れたり、樹勢が衰えたりした場合

樹木の枝が折れたり、樹勢が衰えたりして、過去の状況から変化が生じたときには、届出を行う必要があります。

補助制度及び保存支援体制について

文化財の保存に関する補助や樹木医による診断など、浜松市から支援できる制度があります。まずは、浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談ください。

その他お困りの際は

その他、天然記念物の保存管理についてお困りの際は、お気軽に浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談ください。

問い合わせ先・届出等の提出先

浜松市市民部文化財課 電話 053-457-2466 bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

問い合わせ先・届出等の提出先

地域の文化財担当

区	組織名	電話番号
中央区	中央区まちづくり推進課	457-2779
	東行政センター	424-0164
	西行政センター	597-1117
	舞阪支所	592-2111
	南行政センター	425-1382
浜名区	浜名区まちづくり推進課	586-6201
	北行政センター	523-1114
	引佐支所	542-1112
	三ヶ日支所	524-1512
天竜区	天竜区まちづくり推進課	922-0086
	春野支所	989-0200
	佐久間支所	966-0006
	水窪支所	982-0013
	龍山支所	968-0331

天然記念物とは？

長い間、私たちは自然と深いかわりをもって暮らしてきました。地域にあるさまざまな自然（動物・植物・地質・鉱物等）は、自然環境そのものと、自然にまつわる文化を知ることができる貴重な財産です。中でも天然記念物は、国や静岡県及び浜松市が、学術上重要として、法律や条例に則って指定しているものを指します。



静岡県指定天然記念物
雲立のクス
(中央区)



浜松市指定天然記念物
浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地
(中央区)



浜松市指定天然記念物
ギフチョウ
(浜名区及び天竜区)